

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、 期間及び種別	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	随意契約によることとした会計法 令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職 の役員 の数 (人)	公益法人の場合			備考
									公益法 人の区 分	国所管、 都道府 県所管 の区分	応札・応 募者数	
該当なし												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成28年度佐賀労働局給与等システムのプログラム使用許諾及びソフトウェアサポート並びにハードウェア保守業務委託	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 大坪 史東 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	平成28年4月1日	コンピュータ・システム株式会社 京都府京都市上京区笹屋町千本西入笹屋4-273-3	当該システムのプログラム使用許諾権は開発者のみに帰属し、他社に使用許諾を認めることはなく、ソフトウェアの所有権、著作権も当該業者に帰属しているため。会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当	2,242,080	2,242,080	100.0%	0	—	—	—	
平成28年度助成金管理システム保守及びサーバー端末機器保守業務委託	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 大坪 史東 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	平成28年4月1日	シャープビジネスソリューション株式会社 システムソリューション統轄 大阪府大阪市阿倍野区長池町22-22	当該システムのプログラム構成等はシステム開発者の独自技術を含んでいる著作物であり、当該事業者でなければ対応ができず、他事業者との競争の余地がないため。会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当	1,097,712	985,308	89.7%	0	—	—	—	
平成28年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給（単価契約）	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 大坪 史東 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	平成28年4月1日	株式会社エネット 東京都港区芝公園2-6-3	平成28年1月に1回目、平成28年2月に2回目、平成28年3月15日に3回目の入札会を行ったが、不調となった。入札参加全ての業者に確認したところ、契約期間は最長でも1年間であった。平成28年4月1日以降も継続して電気の供給を受けるため、緊急の必要があるため。会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当	基本料金単価' @1390.56円/kW ほか	基本料金単価' @1258.80円/kW ほか	90.5% ほか	0	—	—	—	単価契約 予定調達総額 7,991,420円
平成28年度高齢者活躍人材育成事業委託	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 大坪 史東 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	平成28年4月1日	公益社団法人佐賀県シルバー人材センター連合会 佐賀県佐賀市本庄町大字袋246-1	都道府県において契約の相手方が一に決められており、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当	18,392,122	18,391,640	99.9%	0	公社	県	1	
平成28年度地域若者サポートステーション事業委託【佐賀地区】	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 大坪 史東 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	平成28年4月1日	特定非営利活動法人 NPOスチューデント・サポート・フェイス 佐賀県武雄市大字武雄7255	公募により企画競争を行ったところ、企画選定委員会において基準を満たした得点であったため。会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当（企画競争）	33,500,000	33,499,995	99.9%	0	—	—	—	
平成28年度地域若者サポートステーション事業委託【武雄地区】	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 大坪 史東 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	平成28年4月1日	特定非営利活動法人 NPOスチューデント・サポート・フェイス 佐賀県武雄市大字武雄7255	公募により企画競争を行ったところ、企画選定委員会において基準を満たした得点であったため。会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当（企画競争）	17,999,989	17,999,967	99.9%	0	—	—	—	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成28年度障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 大坪 史東 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	平成28年4月1日	社会福祉法人たちばな会 佐賀県嬉野市塩田町五町甲1354-1	指定法人制度に基づく団体であり競争を許さないことから会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当	23,581,000	22,567,000	95.6%	0	—	—	—	
平成28年度障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 大坪 史東 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	平成28年4月1日	社会福祉法人若楠 佐賀県鳥栖市弥生が丘2-134-1	指定法人制度に基づく団体であり競争を許さないことから会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当	19,722,000	19,508,000	98.9%	0	—	—	—	
平成28年度障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 大坪 史東 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	平成28年4月1日	特定非営利活動法人ステップ・ワーカーズ 佐賀県佐賀市鍋島3-3-20	指定法人制度に基づく団体であり競争を許さないことから会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当	24,769,000	24,769,000	100.0%	0	—	—	—	
平成28年度障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 大坪 史東 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	平成28年4月1日	社会福祉法人東方会 佐賀県伊万里市二里町大里乙402-2	指定法人制度に基づく団体であり競争を許さないことから会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当	24,998,000	24,998,000	100.0%	0	—	—	—	
平成28年度KITAJIMAビルに係る賃貸借（ヤングハローワークSAGA）	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 大坪 史東 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	平成28年4月1日	株式会社北島 佐賀県佐賀市白山2-2-5	利用者の利便性・交通アクセス・集客力等から平成27年度に引き続き建物を利用するものであり、契約の性質が競争を許すものではないため。会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当	3,421,440	3,414,960	99.8%	0	—	—	—	
平成28年度唐津公共職業安定所庁舎敷地賃貸借	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 大坪 史東 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	平成28年4月1日	個人 福岡県福岡市	唐津公共職業安定所の庁舎敷地として現に建物が存置しており、契約の性質が競争を許すものでないため。会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当	8,601,272	8,601,272	100.0%	0	—	—	—	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成28年度佐賀公共職業安定所来客者用駐車場賃貸借	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 大坪 史東 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	平成28年4月1日	佐星醤油株式会社 佐賀県佐賀市唐人1-1-16	利便性を考慮した結果、代替地の確保ができず、平成27年度に引き続き駐車場として利用するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当	9,590,400	9,590,400	100.0%	0	—	—	—	
平成28年度武雄公共職業安定所臨時駐車場賃貸借	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 大坪 史東 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	平成28年4月1日	個人 佐賀県佐賀市	利便性を考慮した結果、代替地の確保ができず、平成27年度に引き続き駐車場として利用するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当	1,296,000	1,296,000	100.0%	0	—	—	—	
平成28年度鹿島公共職業安定所臨時駐車場賃貸借	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 大坪 史東 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	平成28年4月1日	個人 佐賀県鹿島市	利便性を考慮した結果、代替地の確保ができず、平成27年度に引き続き駐車場として利用するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当	1,851,428	1,851,428	100.0%	0	—	—	—	
平成28年度鳥栖公共職業安定所臨時駐車場賃貸借	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 大坪 史東 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	平成28年4月1日	鳥栖市 佐賀県鳥栖市宿町1118	利便性を考慮した結果、代替地の確保ができず、平成27年度に引き続き駐車場として利用するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当	818,876	818,876	100.0%	0	—	—	—	
平成28年度佐賀市中心市街地駐車場の利用（単価契約）	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 大坪 史東 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	平成28年4月1日	特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが 佐賀県佐賀市白山2-7-1	複数の駐車場の駐車券を一括して管理している業者は外になく、利便性を考慮した結果代替地の確保ができず、平成27年度に引き続き駐車場として利用するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当	@170円	@170円	100.0%	0	—	—	—	単価契約 予定調達総額 5,484,200円
平成28年度医療労務管理支援事業委託	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 大坪 史東 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	平成28年4月18日	一般社団法人佐賀県医師会 佐賀県佐賀市新中町2-15	都道府県において契約の相手方が一に決められており、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当	4,457,825	4,450,010	99.8%	0	—	—	—	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。